

「第2期男女共同参画基本計画～ほほえみプラン～」 を策定しました



平成12年3月に「男女共同参画行動計画～ほほえみプラン～」を策定し、男女共同参画社会実現に向けて各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、私たちを取り巻く社会の慣習、慣行の中には、依然として女性に対する差別や偏見「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な役割分担意識が根強く残っており、解決しなければならない課題がいまだにたくさん存在しています。

そこで「男女共同参画行動計画」が期間の終了を迎えるに伴い、これまでの各種施策の見直しを行うとともに、本市における男女共同参画社会の各種取り組みがより一層、効果的なものとなるように、そして新たな社会的課題への対応などを加味して本計画を策定しました。

市民課人権・生活係 ☎ 1126

計画の基本理念

日本国憲法は、性による差別をはじめ一切の差別を禁止し、すべての国民が「法の下に平等」であることを保障しています。

また、男女共同参画社会基本法では「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「政策などの立案および決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念を掲げています。

このため、この計画は、憲法が保障している「人権の尊重」と「男女平等」の基本理念に基づき、男女があらゆる場面において共に参画することができる社会の実現を目指すものです。

計画策定の位置づけ

本市の現状と課題を踏まえて、本計画の策定にあたっては以下の2点に焦点を置きながら、関連施策を充実していくこととしました。

①男女の平等意識を醸成し、それぞれの能力や個性を發揮できる社会づくり

女性の社会進出が進んでいるものの、平等という観点から

らみると、依然として男性が優遇されていると感じられる状況が多くあるようです。

こうした男女の不平等感が女性の社会参画の妨げとならないように、社会のあらゆる場面における男女の平等意識の浸透を図り、女性も男性とともに責任を分かち合い、社会の対等な構成員としてその能力や個性を發揮できる社会の実現を目指します。

②誰もが生きがいや充実感を持って仕事と家庭、地域生活を両立できる社会づくり

価値観の多様化や経済的な事情、就労構造の変化などにより、女性の社会進出は全国的に進んでいます。本市の女性は全国と比較しても働いている比率が高く、サービス業を中心に多くの女性が活躍しています。就労形態は、フ

ルタイムで働いているかたや、パート・アルバイトなど様々ですが、経済の低迷により男性にとっても女性にとっても雇用環境は厳しいのが現状です。同時に核家族化の進行などに伴い、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立させるための社会的支援の重要性も増しています。

こうした厳しい社会情勢の中で、年齢や性別に関係なく、お互いに協力し合い、誰もがあらゆる分野に参画していくことができ、また、女性も男性も共に生きがいや充実感を持って仕事や家庭、地域生活を両立していけるように、協力・連携した社会参加を支援するシステムづくりを目指していきます。(くわしい計画の内容は市ホームページからダウンロードできます)

